

平成22年度環境物品等の調達の実績の概要について

日本年金機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）における環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知します。

1 平成22年度の経緯

平成21年度（平成22年1月～平成22年3月）に引き続き、平成22年4月～平成23年3月の間についてグリーン購入法に基づき環境物品等の調達を推進しました。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりです。

3 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績

調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めました。

4 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めました。

5 当該年度調達実績に関する評価

平成22年度については、日本年金機構として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、可能な限り環境物品等の調達推進に努めました。

〈別表〉

- ・ 平成22年度特定調達品目調達実績取りまとめ表